

## 公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

錦江町自然資本データ活用による産業創出事業委託業務の公募型プロポーザル方式に係る手続開始について、次のとおり公告する。

令和8年4月13日

錦江町長 新田 敏郎

### 1 委託業務の概要

#### (1) 業務名

錦江町自然資本データ活用による産業創出事業委託業務

#### (2) 業務内容

別紙「錦江町自然資本データ活用による産業創出事業委託業務仕様書」のとおり

#### (3) 履行期限

令和9年3月26日（金）午後5時

#### (4) 履行場所

錦江町役場ほか

#### (5) 事業費限度額

本業務の事業費の限度額は50,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）です。

### 2 委託事業者選定方法

公募によるプロポーザル方式

### 3 担当課係

錦江町産業振興課生産振興チーム（担当：池之上、小川）

所在地 〒893-3-2392

鹿児島県肝属郡錦江町城元963番地

電話 0994-22-3034

メールアドレス [seisan@town.kinko.lg.jp](mailto:seisan@town.kinko.lg.jp)

ホームページ URL

<https://www.town.kinko.lg.jp/seisan-h/shizenshihon/koubo.html>

#### 4 参加資格

このプロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たすものとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定に基づく錦江町の入札参加制限を受けていない者であること。
- (2) 錦江町契約規則（平成 17 年規則第 26 号）第 3 条により規定される名簿に登載された者及び錦江町物品調達等入札者等選定委員会設置規程（平成 17 年訓令第 24 号）資格者として選定された者であること。ただし、登録されていない者については、随時指名願いを受け付けているので、早急に提出すること。
- (3) このプロポーザル実施の公告の日から委託業務契約締結の日までの間のいずれかの日においても、錦江町物品購入等資格業者の指名停止に関する要綱（令和 4 年告示第 1 号）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。
- (5) 国税及び地方税に未納がないこと
- (6) 本業務の着手前に錦江町内に連絡調整ができる拠点を整備し、担当職員 1 名以上を常駐させること。

#### 5 質問の受付

このプロポーザルに関して質問がある場合は、「質問票（様式 1）」（以下「様式 1」という。）を提出してください。

##### (1) 受付期間

令和 8 年 4 月 13 日（月）午後 1 時から令和 8 年 4 月 23 日（木）午後 4 時まで

##### (2) 提出方法

「様式 1」に必要事項を記入し、電子メールに添付して「産業振興課」へ提出してください。電子メールの表題は「プロポーザルに関する質問（事業者名）」とし、メール送信後「産業振興課担当」へ送信確認の電話をしてください。

電子メール以外での質問（電話での問い合わせ等）には回答いたしません。

なお、送信する電子メール及び電子メールに添付する書類は、コンピュータウイルス感染に対する予防、検出及び駆除のための最新の処理（以下「コンピュータウイルス対策処理」という。）を実施して送信してください。

##### (3) 回 答

質問及びその回答の内容は、令和 8 年 4 月 27 日（月）までに錦江町のホームページ上で公開します。

## 6 参加申込み及び参加承認

参加を希望する場合は、「公募型プロポーザル参加申込書(様式2)」(以下「様式2」という。)、  
「業務経歴書(過去5年間)(様式3)」(以下「様式3」という。)を提出してください。

### (1) 受付期間

令和8年4月15日(水)午前9時から令和8年4月28日(火)午後4時まで

### (2) 提出方法

「様式2」及び「様式3」に必要事項を記入し、電子メールにて「産業振興課」へ提出してください。

電子メールの表題は「プロポーザル参加申込み(事業者名)」としてください。また、送信する電子メール及び電子メールに添付する書類は、コンピュータウィルス対策処理を実施し送信してください。加えて、メール送信後「産業振興課」に送信確認の電話をしてください。

### (3) 参加承認

- ① このプロポーザルの参加承認の可否の決定は、「産業振興課」から令和8年4月30日(木)午後4時までに参加申込事業者に電子メールにて順次通知します。
- ② 参加申込事業者は、「錦江町」の参加承認を受けない限り、このプロポーザルには参加できません。なお、「様式2」、「様式3」を提出したにもかかわらず、令和8年4月30日(木)午後4時までに「産業振興課」から連絡がない場合は、同日午後5時までに「産業振興課」へ電話によりご確認ください。

## 7 提案書等の提出

参加承認を受けた事業者は、以下のとおり審査に必要な書類(以下「提出書類」という。)を提出してください。

### (1) 提出期間

令和8年4月24日(金)から令和8年5月1日(金)までの休日を除く午前9時から午後5時まで(郵送の場合は、時間内に必着)

### (2) 提出書類

- ・公募型プロポーザル届出書(様式4)
- ・提案書(様式5)
- ・業務経歴書(過去5年間)(様式3)
- ・実施体制調書(様式6-1)
- ・配置予定者調書(管理責任者)(様式6-2)
- ・配置予定者調書(担当者)(様式6-3)
- ・業務工程表(様式7)
- ・見積書A4判(縦297mm×横210mm・任意様式)
- ・誓約書(様式8)
- ・その他

提出書類に実績として記載した業務の概要資料、会社概要等の資料、履歴事項全部証明書・配置予定者の健康保険被保険者証の写し)

(3) 提出方法

- ① 提出書類は、原本1部・原本の写し5部を作成してください。
- ② 提出書類は原本と写しをそれぞれ製本（ファイル等で綴じる）し、「産業振興課」まで持参するか郵送をしてください。（郵送の場合は、時間内に必着といたします。）
- ③ 参加承認を受けた場合でも、提出書類を提出しない限り、このプロポーザルには参加できません。

8 審査基準及び審査方法

(1) 審査基準

別紙「採点基準表」のとおり（二次審査用）

(2) 審査方法

1次審査（書類審査）については、錦江町物品調達等入札者等選定委員会（以下「委員会」という。）で審査を実施し、2次審査（プレゼンテーション）は錦江町自然資本データ活用による産業創出事業委託業務プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置し、実施します。

委員会による1次審査（書類審査）は錦江町契約規則第3条第1項に基づき参加資格の審査を行います。2次審査（プレゼンテーション）は「採点基準表」に基づき実施し、委託事業者を選定します。

(3) その他

- ① 審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申立ては受け付けません。
- ② 1次審査参加事業者が1者のみであっても、プロポーザルが成立することとし、審査及び選定を行います。

9 1次審査

(1) 審査期間

令和8年5月7日（木）から令和8年5月11日（月）までを予定

(2) 審査内容

審査会は錦江町契約規則第3条第1項に基づき、上位5者を上限として2次審査（プレゼンテーション）参加事業者として選定します。

(3) 結果通知

1次審査の結果は、令和8年5月12日（火）午後4時までに、「産業振興課」から1次審査参加事業者全員に電子メールにて通知します。なお、同日の午後4時までに「産業振興課」から連絡がない場合は、同日午後5時までに「産業振興課」に電話によりご確認ください。

## 10 2次審査（プレゼンテーション）

### （1） 実施日

令和8年5月19日（火）午後1時30分からの予定

### （2） 会場等

錦江町役場2階会議室を予定（詳細については、別途連絡します。）

### （3） 出席者

3名以内。管理責任者となる方は必ず出席してください。

### （4） 発表時間等

20分以内のプレゼンテーションの後、提出書類の内容等に関する質疑応答（10分以内）を行います。なお、プレゼンテーション時にパソコン、プロジェクター等を使用する場合は、「産業振興課」に事前に連絡し、機器は各事業者で用意してください。

### （5） 審査内容

- ① 委員会は「採点基準表」に基づき、提出書類及びプレゼンテーションの内容を評価項目ごとに合計し、総合得点を参考に交渉権の順位を設定します。
- ② 錦江町は交渉権第1位に選定された事業者と随意契約に向けた交渉を行います。交渉権第1位に選定された事業者との契約交渉の結果、合意に至らなかった場合又は交渉権第1位に選定された事業者が「13 参加事業者の失格」に該当することが判明した場合は、交渉権第2位の事業者と同様の手続きを行うものとします。以後、同様とします。
- ③ プレゼンテーションに参加できない事業者は、審査の対象から除外します。

### （6） 結果通知

委員会の選定結果は、令和8年5月20日（水）午後4時まで、2次審査参加事業者全員に「産業振興課」から電子メールで通知します。なお、同日の午後4時まで「産業振興課」から連絡がない場合は、同日午後5時まで「産業振興課」に電話によりご確認ください。

## 11 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- （1） 「5 参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- （2） 「8 参加申込み及び参加承認」の受付期間終了後に「様式2」、「様式3」が提出された場合
- （3） 「9 提案書等の提出」の提出期間終了後に提出書類が提出された場合
- （4） 提出書類に虚偽の記載があった場合
- （5） 審査の公平性を害する行為があった場合

## 12 その他留意事項

- (1) このプロポーザルに参加する費用は、すべて参加事業者の負担とします。
- (2) 参加事業者1者につき、参加申込及び提案は1つとします。
- (3) 提出期限以降における提案書等の追加、差替え及び再提出はできません。なお、錦江町と契約を締結する事業者は、予定した管理責任者等を配置するものとし、当該管理責任者の交代については死亡、傷病、退職等のようなやむを得ない場合を除き、これを認めないものとし、ます。
- (4) 提出された提案書類は返却いたしません。なお、提出された書類を提案者に無断で本件の目的以外に使用することはありません。
- (5) 錦江町と契約を締結する事業者は、提出書類の「業務工程表(様式7)」に記載する内容に基づき委託業務を実施するものとし、錦江町の承認なく業務行程の変更はできないものとし、ます。
- (6) このプロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、錦江町情報公開条例(平成17年条例第13号)に基づき提出書類を公開することがあります。
- (7) この募集要項に定めのない事項については、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、錦江町財務規則(平成17年規則第24号)等関係法令等に定めるところによります。
- (8) 本業務に係る国等の会計実地検査が行われる場合は、協力すること。